

令和6年第6回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年6月28日（金）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

欠席農業委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 皆様、改めまして、こんにちは。総会の定足数に達していますので、只今より、令和6年第6回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が50件、合わせて62件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和6年6月28日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1からその6までの案件につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月23日に推進委員と現地調査を行いました。また、譲渡人は、委任状の提出があったため、行政書士に電話で確認、譲受人にも申請内容に間違いあるかどうか、電話で確認しました。今回の申請理由、ほかの農地への影響は特に問題ないと思われ、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2、その3は関連性がありますので、一括審議といたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月22日、委員と、行政書士、その2譲受人の立会いで現地調査を行いました。その2譲渡人からは委任状が出ており、双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様方のご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月22日、委員と、行政書士と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は委任状が出ており、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。皆様方のご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月21日、委員と現地調査を行いました。畑として耕作

されており、他の農用地へ影響はないと思われます。また、委任状が提出されていたので、行政書士に確認したところ、間違いないとのことでした。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、6月23日に委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人は現地に来られないということで、申請内容を確認しました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。周辺農地への影響は特にないものと思われますので、皆様のご審議のほどよろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年6月28日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 説明の前に、今回の議案書ですが、16ページと27ページに誤りがございましたので、前もってお配りしました資料の差し替えをお願いします。

それでは、6ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。皆様方の審議のほど
よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、6月22日、委員と現地調査を行いました。日照及び土砂等の
流出も問題ないと思われ、周辺の農地への影響もないと思われ。また、被設定人にも確
認したところ、間違いのないことです。皆様の審議よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

続いて、農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、11ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。皆様方の審議のほど
よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る23日に委員と設定人、被設定人は親子で、設定人は仕事
のため不在でしたが、今回は息子さんの立会いの下、現地調査を行いました。申請内容につ
いても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影
響は特に問題ないと思います。皆様の審議のほどよろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。皆様方の審議のほど
よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る6月23日に推進委員と現地調査を行いました。また、設定人、被設定人には電話で確認しました。申請内容に間違いのないことでした。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農業委員等に関する法律第31条議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、本日午前中、梨本委員、行政書士、譲受人が来られないということなので、代理人と現地調査を行いました。排水及び汚水、土砂流出の問題はなく、また周辺農地への影響もないと思われます。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 では、異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

会 長 農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、27ページをご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し上げます。

【その５朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第３種農地と判断いたします。皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請内容について、６月２５日に委員と現地調査を行いました。当地は建物と隣接しており、日照及び土砂等の流出の問題はないと思われます。また、周辺農地への問題もないと思います。また、行政書士には電話で確認し、間違いないとのことです。皆様のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その５について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その６について審議します。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、３２ページをご覧ください。

農地法第５条その６について説明申し上げます。

【その６朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第２種農地と判断いたします。皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 本件について、６月２３日、委員と現地調査しました。譲渡人に現地で確認して、申請内容に間違いないとのことでした。また、譲受人に電話にて申請内容の確認をしています。周辺農地への影響は特にはないと思われます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その６について原案のとおり決定いたします。

◎議案第３号

会 長 次に、議案第３号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和6年6月28日提出。会長矢野正則。

会長 この案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題になっております第1号から第50号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、第1号から第50号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会

会長 なければ、これをもちまして、令和6年度第6回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(午後3時25分)
